

# 平成 30 年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 公募説明会開催のご案内

平成 30 年度補正予算事業である「平成 30 年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募に係る説明会を下記により開催します。

この補助金は、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援するものです。ぜひ活用をご検討ください。

なお、この事業は、国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関）と連携しつつ取り組んでいただすこととなっていますので、県内認定支援機関の方々もご参加ください。

●富山会場	●高岡会場
	
<p>日時 3月 14 日 (木) 14:00～15:30          会場 富山流通会館 大ホール          　　(富山市問屋町 1-3-18)          内容 ・補助制度の内容及び公募申請の方法          定員 120名</p>	<p>日時 3月 15 日 (金) 14:00～15:30          会場 高岡エクール 一階 エクールホール          　　(高岡市問屋町 65 番地)          内容 ・補助制度の内容及び公募申請の方法          定員 120名</p>

※説明会へのお申し込みはホームページもご活用下さい。→ <https://www.chuokai-toyama.or.jp/>  
 お問合せは 富山県中小企業団体中央会（富山県地域事務局）まで TEL 076-482-5738

## 平成 30 年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金説明会 参加申込書

富山県地域事務局 行き

FAX: 076-482-5763

企 業 名			
所 在 地			
TEL 番号		FAX 番号	
参加者名		参加者名	
参加会場	富山会場 ・ 高岡会場 (該当に○をつけてください)		

(締め切り 平成 31 年 3 月 11 日 (月))

# I. 本事業について

\*用語の定義…以下の公募要領本文において、「中小企業者等」とは、下記の【2. 補助対象者】に掲げる【中小企業者】および【特定非営利活動法人】の両者を指すものとします。

## 1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等\*が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。(\*…特定非営利活動法人を含む。)

## 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者（下記アの要件を満たすもの）および特定非営利活動法人（下記イの要件を満たすもの）に限ります。

なお、本事業における中小企業者とは以下の表で示しています。ものづくりに関する事業で申請される方は【ものづくり技術】の類型欄を、サービスに関する事業で申請される方は【革新的サービス】の類型欄をそれぞれの「業種・組織形態」とあわせてご確認ください。

※【ものづくり技術】に応募申請が可能となるのは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者。

【革新的サービス】に応募申請が可能となるのは、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者。

### ア 【中小企業者】

資本・従業員規模の一事方を右記して以下の場合対象	業種・組織形態 (資本の額又は出資の総額)	資本金	従業員	ものづくり技術 (中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)	革新的サービス (中小企業等経営強化法)
		常勤			
資本・従業員個人規模の一事方を右記して以下の場合対象	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	○	○
	卸売業	1億円	100人	○	○
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	○	○
	小売業	5,000万円	50人	○	○
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	○	○
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	○	○
	旅館業	5,000万円	200人	○	○
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人	○	○
組合関連	企業組合			○	○
	協業組合			○	○
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会			○	○
	商工組合、商工組合連合会			○	○
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会			×	○
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会			○	○
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会			×	○
	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会			×	○
	内航海運組合、内航海運組合連合会			×	○
	技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)			○	○

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する者は、大企業<sup>注6</sup>とみなして補助対象者から除きます。（みなし大企業）

（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

注：大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

○ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

#### イ 【特定非営利活動法人】

・広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。

・従業員数が中小企業者（上記アの「その他の業種」）の範囲に当てはまること。

### 3. 補助対象事業及び補助率等

本事業では、上記の2. の【革新的サービス】と【ものづくり技術】の対象類型に区分されています。また、「一般型」・「小規模型（設備投資のみ、試作開発等）」の事業類型が対象となります。ただし、補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画、企業規模等の要件によって異なりますので必ずご確認ください。

同一法人・事業者での応募申請は、1申請に限ります（対象類型：【革新的サービス】【ものづくり技術】、事業類型：「一般型」・「小規模型」を通して1申請です）。

#### 補助対象事業の概要、補助額、補助率、対象経費等

対象類型 事業類型 <sup>注1</sup>	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
一般型	<ul style="list-style-type: none"><li>概要：中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。</li><li>補助額：100万円～1,000万円</li><li>補助率：1／2以内（※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>）</li></ul> <p>※<sup>1</sup>生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、平成31年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること）の補助率は2／3以内。</p> <p>※<sup>2</sup>3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益<sup>注4</sup>」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2／3以内。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>設備投資<sup>注2</sup>：必要</li><li>補助対象経費<sup>注3</sup>： 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</li><li>その他</li></ul>	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能（共同申請の場合は全体で30万円までの増額とする。）

	<p>複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能 (補助上限額は共同申請全体で1,000万円)。<sup>注6</sup></p> <p>◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる形態(1)・(2)に応じた要件を満たすこととします。</p> <p><b>(1) 特定非営利活動法人単体で申請を行う場合</b></p> <p>法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、交付決定時までに本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること</p> <p><b>(2) 特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合</b></p> <p>①共同申請の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること。</p> <p>②特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。</p>	
小規模型	<p>設備投資のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。</li> <li>補助額：100万円～500万円</li> <li>補助率：1/2以内（※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>、※<sup>3</sup>）</li> </ul> <p>※<sup>1</sup>生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、平成31年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。</p> <p>※<sup>2</sup>3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益<sup>注4</sup>」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。</p> <p>※<sup>3</sup>小規模企業者・小規模事業者<sup>注5</sup>、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率：2/3以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資<sup>注2</sup>：必要</li> <li>補助対象経費<sup>注3</sup>： <ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</li> <li>その他</li> </ul> </li> </ul> <p>複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能 (補助上限額は共同申請全体で500万円)<sup>注6</sup>。</p>	<p>※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(共同申請の場合は全体で30万円までの増額とする。)</p>
	<p>試作開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：小規模な額で中小企業者等が行う試作品開発(設備等を伴わない試作開発等を含む)を支援</li> <li>補助額：100万円～500万円</li> <li>補助率：1/2以内（※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>、※<sup>3</sup>）</li> </ul> <p>※<sup>1</sup>生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、平成31年1月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。</p> <p>※<sup>2</sup>3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益<sup>注4</sup>」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基</p>	

		<p>づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2／3以内。</p> <p>※<sup>3</sup>小規模企業者・小規模事業者注5、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率：2／3以内。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資<sup>注2</sup>：可能（必須ではない）</li> <li>・補助対象経費<sup>注3</sup>： <ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費</li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）<sup>注6</sup>。</li> </ul> </li> </ul> <p>◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる形態（1）・（2）に応じた要件を満たすこととします。</p> <p><b>(1) 特定非営利活動法人単体で申請を行う場合</b></p> <p>法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、交付決定時までに本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること</p> <p><b>(2) 特定非営利活動法人が中小企業者と共同で申請を行う場合</b></p> <p>①共同申請の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2／3以上は中小企業者に充てること。</p> <p>②特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請を構成する法人の中の最高額とはならないこと。</p>	
--	--	---	--

注1. 採択後の対象類型、事業類型また、小規模型における「設備投資のみ」と「試作開発等」間での変更はできませんのでご注意ください（様式1<事業類型等の内容>で選択した類型は変更できません）。

注2. 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置・工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。なお、共同で申請を行う場合は、共同申請の事業者それぞれが設備投資をする必要があります。

注3. 設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めておりません（15ページの「機械装置費」注5を参照してください）。また、「一般型」は、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。

注4. 特定非営利法人については、「当期経常増減額（課税事業のみ）」と読み替えるものとします。以下の本文中においても同様に読み替えます。

注5. 小規模企業者・小規模事業者の定義は、45ページをご参照ください。なお、交付決定後に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率及び補助率かさ上げ要件が変更となる場合があります。確定検査において労働者名簿等を確認しますので、人數の変更があった場合は補助率が2／3から1／2以内への計画変更となります。

共同申請の場合は、共同申請者すべてが小規模企業者・小規模事業者に該当する場合（特定非営利活動法人の場合は常時使用する従業員数が20人以下の場合）のみ補助率が2／3以内となります。

注6. 共同申請として申請を行う場合は、共同申請者全體の補助上限額がそれぞれ1,000万円／500万円となります。

注7. 共同申請として申請する場合は、以下の要件であること。

- ① 様数の者（補助対象者に限ります）が共同で一つの事業を申請するもの。また、応募申請時には幹事企業を選定し、幹事企業の事業実施場所に所在する地域事務局に申請されたもの。
- ② 共同申請者はそれぞれが応募申請書に事業計画を記載し、認定支援機関が発行した「確認書」を添付したもの。
- ③ 共同申請への参加事業者数の上限はありません。共同申請者内の各事業者の補助金額は個々に交付決定時に定められるため、交付決定後に共同申請者内で流用することはできません。
- ④ 【革新的サービス】、【ものづくり技術】をまたぐ連携も可能。
- ⑤ 【様式1】には、幹事企業及び連携する共同申請者全員の必要事項の記載及び代表印の押印が必要。
- ⑥ 共同申請の事業者間において100%株式を有している企業は対象外。
- ⑦ 交付決定後、対象外となる事業者が共同申請していたことが発覚した場合は、共同申請者の事業全體が中止若しくは廃止。